

【解説文】

公方様御不例御養生不被為叶今曉被遊

薨御御家督

若君様江御相統之御事ニ候御幼年ニ被成御座

候間万端入念大切ニ可相勤旨被 仰置候且又御

遺言之御書付有之候間承知可被仕候

御遺言之御書付

不肖之身

東照宮之神統を承しより以来天下之政事

常に神徳に嗣ん事を以て心とす然に

在世の日短して其志の遂さる事今に及て

いふへき所を志らす古より主幼く國危き代々を

見るに其代の人権を争ひ黨を立て其心相

和らがすして相疑ふによらざるはなし呉越の人

舟を同じくして水を渡るに其心を一にして其

身を力を共にする舟は風波の難をものかるべし渡るへし況や

今世の人当家創業の後治平百年の間に相

生れ相長となる輩誰か 東照宮の神恩

あらざる者のあるへき人々其神恩に報い奉り

世のため人のためを存せは古の主幼く國危き

代々の事共を以て深き戒とすべし若其志し

なからんにおいては當家の危難といふのみにあらず

尤是天下人民の不幸たるへし凡天下の貴賤

大小よろしく相心得へき事に思召者也

正徳二年十月九日

御黒印

【読み下し文】

公方様、御不例、御養生叶わせられず、今曉薨御遊ばされ、御

家督、若君様へ御相統の御事に候、御幼年に御座成され候間、

万端入念大切に相勤むべき旨、仰せ置かれ候、且又御遺言の御

書付これ有り候間、承知仕らるべく候

御遺言の御書付け

不肖の身、東照宮の神統を承りしより以来、天下の政事常に、

神徳に嗣がん事を以て心とす、然るに在世の日短くして、その

志の遂げざる事、今に及んで言うべき所を知らず、

古より主幼く國危うき代々を見るに、その代の人、権を争い黨

を立て、その心相和（やわ）らがずして、相疑うに由らざるは

無し、呉越の人、舟を同じくして水を渡るに、その心を一つに

して、その力を共にする舟は、風波の難をも渡るべし、

況や今世の人、当家創業の後、治平百年の間に、相生れ、相長

となる輩、誰か 東照宮の神恩あらざる者のあるべき、人々そ

の神恩に報い奉り、世のため人のためを存ぜば、古の主幼く國

危き代々の事共を以て、深き戒とすべし、

若しその志、なからんにおいては、當家の危難といふのみにあ

らず、尤も是れ天下人民の不幸たるべし、凡そ天下の貴賤大小

よろしく相心得べき事、に思し召すもの也

正徳二年十月九日

御黒印

【要旨】

私は家康の血統をうけて政治を行うにあたり、常に家康の徳に副いたいと心掛けていた。しかし將軍在職の期間が短くして、その志が遂げられなかった。後継者は幼少であり、昔から幼主の時に人びとが、権力を振って黨をたてて相争い、必ず乱世になるといふ。吳越同舟（？）の譬えに習い、人びとは家康のご恩に報い、世人のためを思うならば、これを戒めとすべきである。もし乱世になれば天下の不幸になる。皆々その点を心がけてもらいたい。

【史料】

『徳川實記（文昭院殿御實紀附録卷下）』に

公（家宣）既に大漸にのぞまれしとき。深く後々の事をおぼしめしはからせ給ひ。御遺書數通を頒たしめらる。群臣に賜る所一通。諸有志を誡め給ふもの一通。老臣等に下さるゝもの一通。寶貨の事仰置かれしもの一通なり。大要。御在世の日短くして。御志の遂させ給わざると。若君の御幼稚にましませば。群臣心を一にして。仕へ奉るべきの御旨なり。

これは「群臣に賜る所一通」である

『徳川實記（文昭院殿御實記卷十五）』の正徳二年十月十四日「家宣薨」の記述には

十四日御病いよいよおもらせられ。遂にこの暁丑刻正寢に薨じたまひぬ。この日頃みづからも御回復のかたきをしろしめしけるにや。三家。宰臣をはじめ。近侍の輩にも。後の御事どもこまやかに仰置給ひ。ことさら御側用人真部越前守詮房は。潜

邸の時より昵近して。その心くまなくしろしめしければ。もはら遺托せられたりとぞ聞えし。やがて井伊掃部頭直該并老臣等御遺命を伝ふ。近侍の輩には若君御幼稚といへども。御位ゆづらせたまふによて。奥の輩有しままたるべしと。懇に仰置れし旨あり。卑賤のものまでも。舊にかはらずつかふまつるべしとなり。又外班の輩にも若君御幼稚の事なれば。群臣ことに心入てつかふまつるべしとつたえり。かくてのち儒臣林七三郎信充して御遺書をよましめ群臣にきかしむ。その御詞に曰

の御詞に曰。不肖の身

東照宮の神統をうけしよりこ

のかた。天下の政事。常に

神徳につがむことをもつて

こゝろとす。しかるに在世の日短くして。その志の遂ざる事。今に及でいふべきところをしらず。古より主幼く國危き代々をみるに。その世の人權をあらそひ黨をたて。その心相和らがずして。相疑ふによらざるはなし。胡越の人も舟を同じくして水を渡るに。その心を一にして。その力を共にする時は。風波の難をも渡るべし。況や今の世の人。當家創業の後。治平百年の間に相生れ。相長となる事。誰かは

東照宮の

神恩によらざるものゝ有べき。人

人その 神恩に報ひ奉り。世のため人の爲をなさば。古の主幼く國危き代々の事どもを以て。深き誠とすべし。もしその志なからんに於ては。當家の危難といふのみにあらず。尤是天下人民の不幸たるべし。凡天下の貴賤大小宜しく相心得べき事に思召ものなりとぞ。又諸有司には。

注 徳川実紀では「胡越の人」となっている

〔解説文〕

評定所面々江被 仰出候

御書付

一 寛永以後御 代々被 仰出候評定所法式

評定衆之面々卯半刻より會合候而申ノ刻退出シ其日ニ

決し難き事候ハ、翌日再言して猶又決断に

及ひ難き事は老中に申言上すへきよしに候

近年以来公事訴訟其数多成り来り候処ニ

評定之面々事に馴レ功を積ミ裁断之次第

滞所もなく候歟会合之間もなく退出候様に

相聞へ候若毎時其大法に任て其道理を

盡スに及ずして裁断に至り候ハ、尤以不可然事ニ

被 思召候事

一 評定所并諸奉行所において沙汰の次第有之

其證状を拠として道理の有所をは推シ尋ね

ずして其本旨を捨て枝葉の事をば穿鑿

候由風聞候證状之ごときハ其拠とすへき事

勿論二候といへともすへて 公儀の證にも引用為

へきものに大法にも背き候事はしるさしむ

へからず又事の末なる所につきて其本旨を

知るへき事勿論に候といへ共枝葉の事を論

して多他事にわたらは其本旨を失ふ事あるへし

然らは必ス其證をも拠とし難く其末をも遂げ

難し然中論地等の事古来多ハ評定所

にて會議之上を以て事決し候処に近年之例

御代官所に申付檢使を以て裁断し候故に

不可然事共在之由相聞候すべて此等の類

諸事に付て其心得可有之事に被 仰候事

附り近年以来罪惡極重の輩をたすけ置

目明し口問ひなと、名付候て罪の疑ハしき

もの出来候時ハ奉行中彼輩に申付或ハ

探求め或糾明せしめ事の実否罪の有無を

決断在之由ニ候たとへ彼輩の申所其事を

あやまらず候といへ共奉行の面々此等之輩之力を借り用イ

候て天下之御政事を取沙汰候ハん事連々

以て不可然候況や又彼輩の申所或ハ遺恨に

より或ハ賄賂によりて事の舛引ちかへ

理を非となるの類種々有之由風聞候よろしく

はやく彼輩の本罪を正し自今以後此等

不可然事共停廢あるへき事に被 思召候事

一 評定所の法公事訴訟の事其筋の役人

問ひ難く有之候而一座之面々存至も候得ハ其

存寄候処を残さず申出すへき由に候処に近

年以来大法ハ詮議にも不及最初申出し候輩の

沙汰に任せ事を決し候様に相聞候若其事

実に有之候ハ、評定の面々其人数多しと

いへとも壺人の沙汰に事決し候上ハ古より詮議と申

評定と申事ハ其本義を相失ひ候自今以後ハ

各々其心中を惣し詮議の上に評定し候様に

可仕旨ニ被 思召候事

一 評定所の法遠國より訴へ来り候輩を其滞留之

日久しからず候やうに可有之由ニ候然ルに近

年以来評定所并諸奉行所において公事訴訟相決シ

難く年月を経候て滞留之輩有之由相聞候

輕賤の者共其家業を抛ち其在所を離れ

滯留之日久しく候而してハたとへ其本意のことく相

濟候とも其費用の失却すくなからず況や又

申所かない難き者におゐては猶々迷惑ニ及ふ

へき事尤以不便の事ニ候自今以後ハ奉行の

面々此等之所をおもひめくらし沙汰の次第可

在之由に被 思召候事

附老中に申達し云上候事にハ再三思慮を

用ひ候故歟毎事遲滞の事共有之御尋

の旨在之時答申処其義相わかれさる

事も有之候すへて事の滞なく申所明らか

なる心得可在之由ニ被 思召候事

凡公事訴訟の事或権勢の所縁在之輩

或ハ賄賂を用ひ候輩の類ハ其志を得候而其

望を達し候者とも有之由世上に申沙汰し候所

すてに年久しく候を以て御 代始の時御定

目にしるし出られ候得ん共といへとも舊弊今に相改

さるよし猶々其聞へ候若シ風聞之ことくに候にお

ゐては御政事によりてやぶれ候処に候へハ此上

其御沙汰に及はるへき事に奉行中の面々

其家中の輩はいふに及はす支配のもの共に

至る迄よろしく其戒め可在之事に被 思召

候事

附牢屋の役人といへとも種々の私法をたて

牢者の輩の賄賂をむさぼり候次第に相聞候

此等之事共奉行中ハ未タ承りも傳ず候故歟

制禁にも及ハす不可然事に候すへて如此の

事共急度嚴禁有へき事

右条々よろしく承知せしむべく候諸奉行

所の事におゐては天下之御政事の出る所

候上ハ万事の理非ハ此所に相定る事共に候

然るに只今迄のことくに有之候而ハ其奉行の

越度と申はかりニ而ハ無之即御政事の明らか

ならずして人民の安からざる所に候間各其

心得を以て沙汰の次第可仕有之仕由被 仰出者也

正徳二辰年九月

評定所奉行中

遠国諸奉行所におゐても宜此旨

可准事

「読み下し文」

評定所面々へ仰せ出され候御書付

一 寛永以後御代々仰出され候評定所法式、評定衆の面々卯半刻より会合候にて、申ノ刻退出し其の日に決し難き事候わば、翌日再言して、猶又決断に及び難き事は、老中に申言上すべきよしに候

近年以来、公事訴訟其数多く成り来り候処に評定の面々、事に馴れ功を積み、裁断の次第滞所もなく候か、会合の間もなく、退出候様に相聞こえ候、若し、毎時其の大法に任せて、其道理を盡すに及ばずして、裁断に至り候わば、尤も以つて、然るべからざる事に思召し候事

一 評定所並びに諸奉行所において、沙汰の次第これ有、其の證状を拠として、道理の有る所をば推し尋ねずして、其の本旨を捨て枝葉の事をば穿鑿（せんさく）候由、風聞候、證状のごときは、其の拠とすべき事勿論に候といへども、すべて公儀の證にも、引用為べきものに、大法にも背き候事は、しるさしむべからず、又、事の末なる所につきて、其の本旨を知るべき事、勿論に候といへ共、枝葉の事を論じて、他事にわたらば、其の本旨を失ふ事あるべし

然らば、必ず其の證をも拠とし難く、其の末をも遂げ難し、然中論地等の事、古来多くは評定所にて僉議の上を以て事決し候処に、近年の例御代官所に申付け、検使を以て裁断し候故に然るべからざる事共、これ在る由、相聞こえ候、すべて此等の類諸事に付きて、其の心得、これ有るべき事に思召され候事

附り、近年以来、罪惡極重の輩をたすけ置き目明し口問ひなど名付け候て、罪の疑わしきもの出来候時は、奉行中、彼の輩に申付け、或は探求め、或は糾明せしめ、事の実否、罪の有

無を決断これ在る由に候、たとへ彼の輩の申す所、其の事をあやまらず候といへ共、奉行の面々、此等の輩の力を借り用い候て、天下の御政事を取り沙汰候わん事、連々以て然るべからざる候、況や又、彼の輩の申す所、或は遺恨により、或は賄賂によりて事の舐引ちがえ理を非となるの類、種々これ有る由風聞候、よろしくはやく彼の輩の本罪を正し、自今以後此等

然るべからざる事共、停廃あるべき事に思召され候事

一 評定所の法、公事訴訟の事、其の筋の役人問ひ難くこれ有り候にて、一座の面々、存じ寄るも候得ば、其の存じ至り候処を、残さず申出すべき由に候処に、近年以来、大法は僉議にも及ばず、最初申出し候輩の沙汰に任せ、事を決し候様に、相聞こえ候、若し其の事実にこれ有り候はゞ、評定の面々、其の人数多しといえども、屯人の沙汰に事決し候わば、古より僉議と申し、評定と申す事は、其の本義を相失い候、自今以後は各々其の心中を惣し、詮議の上に評定し候様に仕るべく旨ニ、思召され候事

一 評定所の法、遠國より訴え来り候輩を、其の滞留の日久しからず候やうに、これ有るべき由に候、然るに近年以来、評定所並びに、諸奉行所において、公事訴訟相決し難く、年月を経候わて、滞留の輩これ有る由、相聞こえ候

輕賤の者共、其の家業を抛（なげう）ち、其の在所を離れ滞留の日、久しくしては、たとへ其の本意のごとく、相濟候とも、其の費用の失却すくなからず、況や又申す所かない難き者において、猶々迷惑に及ぶべき事、尤も以て、不便の事に候、自今以後は奉行の面々、此等の所をおもいめぐらし沙汰の次第、これ在るべき由に思召され候事

附り、老中に申し達し云上候事には、再三思慮を用い候故か、

毎事遅滞の事共これ有り（欠字）、御尋ねの旨、これ在る時答申す処、其の義相わかれざる事もこれ有り候、すべて事の滞りなく申す所、明らかなる心得これ在るべき由に、思召され候事

一 凡そ、公事訴訟の事、或は権勢の所縁これ在る輩、或は賄賂を用い候輩の類は、其の志を得候にて、其の望を達し候者ともこれ有る由、世上に申し沙汰し候所、すでに年久しく候を以て、御代始めの時、御定目にしるし出られ候といえども旧弊今に相改さるよし、猶々其聞こえ候、若し風聞のごとくに候に、おいては、御政事のよりてやぶれ候処に候へば、此上其の御沙汰に及ばるべき事に、奉行中の面々其の家中の輩はいうに及ばず、支配のもの共に至る迄、よろしく其の戒め、これ在るべき事に、思召され候事

附り、牢屋の役人といえども、種々の私法をたて牢者の輩の賄賂をむさぼり候次第に、相聞こえ候

此等の事共、奉行中は未だ承りも傳えず候故か制禁にも及ばず、尤も以て然るべからざる事に候、すべて此の如き事共、急度厳禁有るべき事

右条々よろしく承知せしむべく候、諸奉行所の事においては、天下の御政事の出る所候上は、万事の理非は此所に相定る事共に候

然るに、只今迄のごとくにこれ有り候にては、其の奉行の越度と申すばかりにてはこれ無く、即ち御政事の明らかならずして人民の安からざる所に候間、各々其の心得を以て沙汰の次第、これ有るべく仕る由、仰出さる者也

正徳二辰年九月

評定所奉行中

遠国諸奉行所におゐても宜しく此旨准すべき事

『徳川吉宗とその時代』（辻達也著）

「司法改革正徳期の評定所」

元禄・正徳期の幕府の司法運営はすっかりゆるみきつていて、さながらこれに続く享保期の引き立て役の如くであった。その模様は正徳二（一七一二）年九月に評定所に発せられた訓令によつてうかがえる。

一、評定所は卯半刻（午前七時）より会合し、申之刻（午後四時）退出するのが寛永以来の法式であるが、近年公事訴訟数も増加しているのに、集まると聞もなく退出する。

一、評定所・奉行所における審理は枝葉末節の事ばかり問題としている。また近年重罪人を助けておいて「目明し」などと名付け、犯罪の捜査にあたらせているという。奉行がこういう者の力を借りて天下の政治を取り行うことは、はなはだよろしくない。

一、評定所において、近年は十分審理もせず、最初の発言者の意見にまかせているという。多数集まつても評定にはならない。

一、近年審理が遅延し、遠方からの出訴者は長い年月江戸に滞留を余儀なくされている。それでは軽賤の者は費用の負担多大である。

一、訴訟において、権勢にゆかりのある者や、賄賂を出した者が勝訴するという。

こういう訓令にもかかわらず、あまり改善はみられなかったらしい。室鳩巢の書簡によると、評定所の面々は八つ頃（午後二時）には仕事をやめ、その後は定刻まで役所にぶらぶらしている。そうして「筑後殿（新井白石）のお蔭で暮方までいなければならぬ」と、この訓令の発案者である新井白石の悪口をいっていたという。

〔史料〕

『徳川実紀 文昭院殿御実記卷十五』の正徳二年九月五日「評定所及三奉行所制」の記述には

てさしげらる。(日記)○五日評定所。三奉行に仰出されしは。寛永より以來令せられし評定所條約に。會集のともがら。卯刻より出。申刻に退き。其日に決しがたきは翌日再議し。猶決しがたきは老臣に申出べき由なり。しかるを近年訴訟の數多くなりしに。會議の輩其事に老練して。裁斷礙塞することなきにや。會集の間なく退散するよし聞ゆ。もし毎事令甲にのみまかせ。道理の微細を盡すに及ばで裁斷せばさるまじき事なり。又評定所并奉行所。専ら證狀をのみ用ひて道理をとはず。本旨をすて、枝葉を査檢するよし聞ゆ。證狀はもとより證とすべけれど。すべて裁斷の證に引用せん物は。大法にそむきたる事はしるさしむべからず。枝葉につきて本根をしる事もあるべけれど。枝

葉を論じ。事數派にわかれ。根源を失ふ事もあるべし。然らば其證も據としがたく。其末をも逐がたし。なかんづく論地などは。古より評定所にて決したるを。近年は代官に令し。檢使もて裁斷するゆへに。さるべからざる事も聞ゆ。此等の類。諸事に其心してはからふべし。また近比大罪の徒を助け置。目明し口問など名付て。罪の疑はしきも〔出來る時は彼徒をして搜索犯明す〕のあれば。彼徒に搜索し糺明せしめ。事の實否。罪の有無を決斷するよし聞ゆ。たとひ彼等がいふ所あやまらずとも。奉行の輩彼等が力をかり。天下の新政を沙汰せん事尤〔ひがごとなり〕ひがごとなり。まして彼等が申所。あるは日比の遺恨により。あるは賄賂により。事の舛を引たがひ。理を非とする類少からざるよし世に流言す。早く彼等が本罪を糺し。今より後かゝるひが事みなとむべし。又聽訴の時。會集の輩。所存をつゝまず言べき故事なるに。近年衆議にも及ばず。はじめ言出したる言にのみまかせ裁斷するよし聞ゆ。もし其事まことならば。會議の輩多しといへども。一人にて決せば。僉議といふも評定といふも。その本旨を失へり。いまより互に心力をつくし衆議あるべきなり。また遠國より訴訟にまかる者。久しく府下に滞留せしむまじきなり。然るに近きころ評定所并に奉行所にて裁斷遲滞し。年月をへ訴人郷里にかへる事を得ず。細民生産をすて郷里をはなれ。たとひ宿志をはたすとも失費少からず。まして申所かなひがたきものは。其悲歎尤あはれむべし。今より後奉行等この斷りを思慮し。毎事沙汰すべし。又奉行等

が老臣によりて聞えあぐる事ある時^{〔是レ〕}再三思慮するにや^{〔故レ〕}
 毎事遲滞^{〔三才アモ〕}し。上より御尋問ある時其答明白ならず。す
 べて進言せむ事とゞこふりなく。答申所は明亮なるべし。^{〔明かなるやうにあるべシ〕}
 又訴訟のともがらあるは權勢により。賄賂をもて宿志を^{〔用ヒテ〕}
 とぐる者まゝありと聞ゆる事年久しければ。御繼統の初。
 法令にもその旨をのせらるゝといへども。舊弊いまに改^{〔得テ〕}
 らずと聞えたり。もし流言のごとくならんに於ては。大政
 の破るゝもとひなれば。嚴に譴責を加へらるべし。奉行并
 に其家人はいふ迄もなし。屬吏に至までもよく曉諭すべ
 きなり。又獄屋の厮役等。ひそかにくさぐさの私法を設
 け。囚徒より賄賂をむさばる聞えあり。これらは奉行も^{〔由聞ゆコ〕}
 まだしらずして禁^{〔禁〕}を加へざるにや。今よりかゝる事おごそ
 かに禁止すべし。すべて奉行所は。天下の政令の出る處な
 れば。万事の理非は。此所にて定る事なり。しかるを今日
 のごときは。奉行の過失とのみはいひがたし。大政の不明^{〔不明〕}
 にして。人民の安からざる處なれば。各其心して沙汰すべ^{〔すべき〕}
 しとなり。又遠國奉行の輩も此令に准じて守るべきよし^{〔發出テ〕}
 仰下さる。また准厠公弁法親王近田發程のよし聞えけれ

〔注記〕

国史大系第十三卷 徳川実紀 文昭院殿御実記

底本 紅葉山文庫 関東大震災にて消失 副本とされる

ア 内閣文庫（浅草文庫） 正本とされる

ト 徳川家所蔵 校正本